

[別紙1]

きのこ王国推進事業費補助金の事務手続きについて

1. 要望提出 (3月31日まで)

- 交付申請に先立って、事業内容・事業費・補助金額をお知らせください。
- 事業採択が見込まれる場合は補助金額の配分を通知します。

2. 交付申請提出 (配分通知で示す期限まで)

- 交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

- 申請内容が補助要件に合致していれば交付決定を通知します。
- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

4. 事業開始

- 事業によっては、着手届を下記提出先に郵送又は持参してください。
- ※着手届が必要かどうかは交付要綱で確認してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

- 事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
- 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 事業完了

- ※事業の完了とは：事業内容の行為が完了した日
- 事業によっては、完了届を下記提出先に郵送又は持参してください。
- ※完了届が必要かどうかは交付要綱で確認してください。

6. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は4月20日のいずれか早い日まで)

- 実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

- 実績報告書により事業実施が適正であった場合は、額の確定を通知します。
- その後、口座振替依頼書等振込口座のわかる書類に基づき支払います。

資料提出・問い合わせ先

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ・農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 | 電話0858-72-3808 |
| ・中部総合事務所農林局林業振興課 | 電話0858-23-3181 |
| ・西部総合事務所農林局農林業振興課 | 電話0859-31-9675 |
| ・西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 | 電話0859-72-2007 |